愛知県指定文化財の指定について

このことについて、愛知県指定有形文化財及び記念物の指定をしたいので、別 紙案を添えて請議します。

平成27年8月24日提出

教育長 野村 道朗

説明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申(平成27年7月31日)を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定有形文化財及び記念物としての指定をするため必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(附指定の追加) 有形文化財 建造物 1件

種別	名称	員数	所在地	所有者
建造物	日泰寺奉安塔			
	附 礼拝殿	1 とう 1棟	 名古屋市千種区城山新 	宗教法人日泰
	つうてんもん 通天門	とう 1棟	町一丁目1番地	寺
	さべい 土塀	とう 1棟		

昭和 62 年愛知県教育委員会告示第2号により愛知県指定有形文化財の指定の告示がされた「日泰寺奉安塔 1基 付 玉垣、石門、設計図(立面図)」に、上記建造物3棟を附指定として追加し、次のように指定する。

種別		名称	員	数	所在地	所有者
建造物	日泰寺奉安塔		1	· 基		
	附寸	附 石門及び玉垣		· 基		
		せっけいず りつめんず 設計図(立面図)	1	枚	 名古屋市千種区城山新 	宗教法人日泰
		礼拝殿	1 1	^{とう} 棟	町一丁目1番地	寺
		^{つうてんもん} 通天門	1	^{とう} 棟		
		^{은 ベ い} 土塀	1	^{とう} 棟		

(新規指定) 記念物 天然記念物 1件

種別	名称	員数	所在地	所有者
天然 記念物	豊邦のアカガシ	^{じゅ} 1樹	北設楽郡設楽町	個人



平成27年7月31日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会 会長 安田 徳子



愛知県指定文化財の指定について (答申)

平成26年1月17日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県 文化財保護審議会において審議の結果、県指定(附指定の追加)を可とする旨、 答申します。

なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

1 有形文化財 建造物

日泰寺奉安塔 附 礼拝殿 通天門 土塀

指定理由書(附指定の追加)

種 別 有形文化財 建造物

名称(員数) 日泰寺奉安塔

附 礼拝殿(一棟) 通天門(一棟) 土塀(一棟)

昭和 62 年 1 月 14 日付で指定の日泰寺奉安塔 付 玉垣、石門、設計図(立面図)に加えて礼拝殿、通天門、土塀を附指定し、併せて下記のように名称を変更する。

日泰寺奉安塔 一基

附 石門及び玉垣 一基

設計図(立面図) 一枚

礼拝殿 一棟

通天門 一棟

土塀 一棟

所 在 地 名古屋市千種区城山新町一丁目 1 番地

所 有 者 宗教法人日泰寺

住 所 名古屋市千種区法王町一丁目 1 番地

指定理由

覚王山日泰寺は、明治33年(1900)にシャム国(現タイ王国)から寄贈された釈迦の遺骨を奉安するために創設された超宗派の寺院で、明治37年(1904)、現在地に創建された。当初の寺号は当時の国号により日暹寺(にっせんじ)とされたが、昭和7年(1932)の国号変更に合わせて昭和16年(1941)に日泰寺と改称されている。

寺域は明治42年に仮本堂、玄関書院が落成し、以後、大正10年の法生閣、宝蔵の完成まで順次整備された。日泰寺には「大正二年四月伊東忠太案」と記された「釈尊寶塔設計図」(既指定)が所蔵されており、奉安塔とともにその聖域も同時期に計画されたと考えられる。大正3年(1914)地鎮祭、翌4年に起工式を行い、大正7年(1918)に完成した。

奉安塔は本堂境内地から東北方、放生池東側の丘陵地に造営されたもので、石敷の参道を経て南を正面とする。土塀で取り囲んで聖域が形成され、正面に通天門を開き、さらに礼拝殿、奥に奉安塔(宝塔)と建物は南北一直線に配される。石造の奉安塔は伊東忠太の設計によるもので、既に昭和62年(1987)に県指定文化財(附玉垣、石門、設計図(立面図))となっており、通天門、礼拝殿、土塀は、平成16年(2004)に国登録有形文化財に登録されている。

礼拝殿は、花崗岩製の基壇の上に建つ木造平屋建ての建物で、桁行三間(9.3メートル)、梁間二間(7.6メートル)の大きさである。屋根は寄棟造り、照り起りを付ける。背面中央間では向拝状に軒を出して持ち上げ唐破風で納めるが、奉安塔を礼拝する視線を遮らないように採用された意匠と考えられる。軒は二軒疎垂木、大棟は熨斗棟、棟飾りに鬼瓦、鳥衾を置く。当初の屋根は檜皮葺きであったが、現状

は銅板一文字葺とされている。小屋組は陸梁を架け渡して東立ちで支える和小屋である。

基壇は花崗岩の延石積み、前面および側面前半には3段の石段を設ける。柱は頂部に粽のついた丸柱で、組物は出三斗、頭貫は虹梁形頭貫として端部では木鼻をつけ、中備には蟇股を置く。背面中央間では唐破風に合わせて虹梁を一段高く架ける。天井は全面を小組格天井とする。当初、内法長押以下は四方を吹き放ちとし、床は北半部を板敷として一段上げ、唐破風下で床を北へ突出させて周囲に擬宝珠高欄を巡らし、南半部は土間敷で四半敷きの石張りとしていた。なお日泰寺に残る設計図には、建物を「礼拝堂」、板敷部分を「礼拝殿」、土間部分を「立礼所」と記している。昭和58年(1983)の改修により、開放であった柱間のうち正面と背面の中央間を除いて漆喰壁で塞ぎ、筋違を入れ、地覆長押、腰長押を回すとともに前面と背面の左右脇間外部には連子窓を入れた。内部では後半部の板床、高欄、地覆を撤去して全面土間床とし、石の張り方も変更している。

礼拝殿は、棟札により大正7年3月1日着工、同年6月10日上棟、同年6月14日建立であることがわかる。棟札には「棟梁帝室技芸委員(ママ) 伊藤平左衛門」、「工事主任 加納茂一」、「大工 若松仙太郎」、「彫刻師 早瀬長兵衛」などの名が記されており、棟梁伊藤平左衛門以下、「彫長」9代目早瀬長兵衛など、平左衛門の配下の工匠が参加していることがわかる。帝室技芸員9代目伊藤平左衛門守道は、尾張藩作事方を務めた家系をつぎ、現存する旧三重県庁舎(国重文)、旧見附小学校(国重文)などにみられるように明治初期の洋風建築に携わるとともに、東本願寺御影堂、真宗大谷派函館別院(国重文)など多くの近代社寺建築も手掛けたことで知られる。ただし9世平左衛門は大正2年(1913)5月に死去し、同年に嗣子吉太郎が10世平左衛門守明を襲名している。『中京名士録』(大正9年8月 名古屋毎日新聞社発行)には10世の作として「日泰寺奉安塔前礼拝殿」を記す一方で『九世伊藤平左衛門略歴』(大正2年7月 十世伊藤平左衛門誌)には9世作として掲載されない。実質的には10世平左衛門および棟札に記す配下の工匠が建設にあたったものと考えられる。

意匠をみると、組物の実肘木は絵様肘木とし、虹梁の袖切りは波打ち、絵様はパルメット紋の花弁が彫り込まれて秀麗で、東洋趣味を加味した装飾性を示している。一方、蟇股の曲線は時代が遡る古風な特徴を示す。様々な様式が相対化され、その取り合わせが工夫された近代社寺建築の意匠的特徴をよく示している。

通天門は、桁行き4.5m、梁間2.3メートル、一間一戸の平唐門である。本瓦葺、軒は一軒疎垂木、垂木小口に繰形を施す。大棟は熨斗棟、棟飾りに鬼瓦を置く。基壇は花崗岩の延石積み、軸部は薬医門形式で本柱と控柱は角柱、桁行きを三等分して男梁を4丁架け、両側の柱筋では板蟇股、中間では大瓶束を置き、斗と絵様肘木を載せて棟木を支える。扉は寺紋と四葉金具を付けた鏡板扉で内開きとする。平唐門で薬医門形式を採用する点が珍しく、板蟇股や大瓶束の結綿の絵様も礼拝殿虹梁と同じく秀麗なパルメット紋を用いる。棟札はないが、様式及び技法からみて礼拝殿と同じ体制で造営されたものと考えられる。

土塀は、奉安塔の周囲、南北約100メートル、東西約50メートルの聖域を区画し、 正面中央で東西幅約18メートル、奥行約5メートル矩折りに後退させて、通天門を 開く。桟瓦葺の築地塀で、漆喰塗で仕上げられている。正面が一段高く、棟高約3 メートル、5条の定規筋を入れる。土台は切石の二段積みで基底幅約1.25メートル、最上部を蛇腹状に三段持ち出して上部は桟瓦葺とする。側面の土塀は、棟高さは約2.45メートル、定規筋は4条、土台幅は約1.1メートルで洗出し仕上げ、最上部の持ち出しは二段である。特徴的な点は構造である。30センチ×30センチ×15センチほどの日干し煉瓦を二列に積み上げて塀内部を中空とし、90センチ~1メートルの間隔で中仕切り壁を入れ、須柱は立てない。このような大型の日干し煉瓦による太鼓塀構造は類例が確認されていない。

以上、礼拝殿、通天門、土塀の3棟は、礼拝殿、通天門が当地方を代表する伊藤平左衛門が関わったと考えられるもので意匠的に優秀であり、土塀は工法に独自性を示して学術的な価値が高い。いずれも質の高い近代社寺建築であり日泰寺奉安塔に付随して創建時の建造物群の構成をよく保持しているため、既に附指定である石門及び玉垣、設計図(立面図)に併せて指定し奉安塔とともに一体的な保存を図る。

なお、礼拝殿については、近年の改修により当初の意匠的な特徴が損なわれている部分がある。今後の保存修理にあたって復原が図られるべき点を指定条件として付帯する。



礼拝殿



通天門



土塀



平成27年7月31日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会 会 長 安田 徳



愛知県指定文化財の指定について (答申)

平成27年1月16日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県 文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。 なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

1 記念物 天然記念物 豊邦

豊邦のアカガシ

指定理由書

種 別 天然記念物(植物)

名称(員数) 豊邦のアカガシ 1 樹

所 在 地 北設楽郡設楽町

所有者 個人

指定理由

本樹は、北設楽郡設楽町大字豊邦地内に自生するアカガシの巨木である。

ブナ科のアカガシは、関東地方以南の太平洋側の温暖な地に点在し、中部地方以南の山地に多く分布する常緑高木である。本樹は標高約615mで生長しており、分布の上限である。推定樹齢は推定400年であり、樹高18.0m、幹周11.5m、枝張は東へ8.7m、南へ15.0m、西へ14.5m、北へ15mに達する巨樹である。主幹はすでに朽果て崩壊し、現在の四方に張り出す幹は、主幹の根に近い部分から分岐している。遺伝子解析の結果、複数の個体の癒合木であることが判明した。状態は株立ちなので単純な比較はできないが、現在環境省の巨樹データベースでは、幹周10mを上回るアカガシは全国でも類例がなく、有数の巨木である。

隆起した太い根元と四方に張り出す長大な幹が形成する雄大で荘厳な姿は、長い歳月により形成されたと推定される。本樹は、地元で古くから「暗樫・大樫」と呼ばれ、昭和 40 年代頃まで湯立てをしたり御札を収めたりしたと言われており、現在も釜跡の遺構が残っている。約 200 年前(江戸後期、文化 12 年 1815)に作られた古絵図に、既に「クラガシ」として記載されている。また、本樹のある山の麓には、室町時代(永正元年 1504)創建の神社があり、御神木として認識されていたとみられる。

このように本樹は、分布の上限で生長している、全国でも有数のアカガシの巨木であるとともに、古くから信仰の対象となり、地元で大切に保存され、その歴史を重ねてきた樹木であるため、天然記念物として指定し、今後も適切な保存が図られることが望ましい。



豊邦のアカガシ



豊邦のアカガシ(根元から)

愛知県指定文化財件数

	種	別	現在数	今回指定	計
有形文化財		建 造 物	4 5	1	4 5
		絵画	9 7		9 7
	美	彫 刻	1 0 7		1 0 7
	術工芸品	工芸品	1 0 6		1 0 8
		書跡・典籍	4 0		4 0
		考古資料	2 8		2 8
		歴史資料	5		5
無	・ 形	文 化 財	2		2
民俗文	有形民俗文化財		2 5		2 5
民俗文化財	無形民俗文化財		4 4		4 4
記		史 跡	4 4		4 5
念		名 勝	5		5
物	天 然 記 念 物		6 0	1	6 1
	伝統的建造物群				
	合	計	608	1	609

¹ 附指定の追加のため、指定件数に変更なし。